昭和 53 年 10 月 14 日　第 3 種郵便物認可　平成 19 年 2 月 15 日発行第 362 号　毎月 1 回 15 日発行

行政とちぎ

施無畏橋（真岡市）

2007. 2
No.362

－　目　次　－

□私の２００７問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
□伝達研修会・他・・・・・・・・・・・・・・・・・3～4
□下野市農業委員会からのお知らせ
　農地転用許可申請等の受付日変更について・・・・4
□宇都宮市、河内町及び上河内町の合併に伴う都市計画法の
　規定に基づく開発許可等の事務の移行について ・・・5
□農地改良に係る農地転用許可等の取扱いについて・6
□上河内町及び河内町の宇都宮市への編入に伴う
　登記事務の取扱いについて・・・・・・・・・・・8
□書士会日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・9～１１
□「初心者のための建設業許可申請」研修会のお知らせ　１２
□伝達研修会のお知らせ・・・・・・・・・・・・・１２
□「第２回入管業務実務者情報交換懇談会の開催」の
　お知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
□おじゃましま～す・・・・・・・・・・・・・・・１４
□支局かわら版・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
□政連だより・表紙写真・・・・・・・・・・・・・１６
□会員の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
□会員ギャラリー・・・・・・・・・・・・・・・・１８

栃木県行政書士会

私の２００７問題

栃木県行政書士会　業務研修部副部長　石田　稔

私は、佐野市の農村地帯に事務所を持つ。一昨年あたりから、そろそろ定年を迎えようかと言う人たちの相談が増えてきたような気がする。それも愚痴を聞くような、お茶飲み話程度のものが多い。隣地との境界の話し、跡取りに家を新築させたいが法の規制はどうなのか、親父が呆けないうちに遺言書を書かせておきたい、隣の柿の木の枝が入り込んできて困る等など。

近所の気安さからか、話は昔の武勇伝から始まり、現状の不満へと移っていく。そして肝心な話の内容は、自分に都合よく、他に対しては相当に激しいもの。

世界的に言って、所謂ベビーブーマーとは、反体制とか、反戦とかいった一寸危うい思想文化を牽引してきた中心的存在だ。しかし、大多数を占める思想的な背景など殆ど持ない私レベルの人達ですら、その前にも後にも例のない一種独特の特質を持った一群である。日本が高度経済成長という胸を突く坂道を一気に駆け上って来た時、中心的な役割を果たしたのもこの一団だった。

生れたときから周り中がライバルだらけ。物心ついたときから競うことが強いられていた。競うことに慣れ過ぎているためか、若干バランス感覚に欠けるが、そのパワーとスタミナの点では他の世代とは比較にならない。

私はこの一団に遅れること６００日程してこの世にやって来た。初めて彼らのエネルギーを見せ付けられるのが小学校。運動会での騎馬戦・棒倒し等の競技の後では、医務室は赤チンだらけの児童で溢れかえった。

隣町の工業高校を卒業し地元の工場に就職したとき、薄暗い工場の中で待っていた古年兵に、２度目にその圧倒的な潜在能力を見せ付けられることになる、堺屋太一氏言うところの「団塊の世代」の人達だった。彼らは総じて良く働き、よく遊んだ。当時製造業は１３０時間、１４０時間の残業は当たり前。若い我々にとって大変いやな事では有ったが、彼らはそれを拒否しない。「奴がやるなら俺もやる」というわけ。ボーリングが最盛期。指の皮がむけても絆創膏を貼ってボールを投げ続ける。麻雀を打てば会社が始まる３０分前まで打っている。そしてその日も、４時間、５時間の残業をこなして帰宅する。自虐性すら感じるこの活力は何処から来るのか。彼らの一義的な行動規範は、ただ「負けられない。」だったような気がする。そしてバブルがはじけ、最良と信じ、歯を食いしばって実践してきた行動規範まで否定され始めた彼らが、「ご苦労様でした」と帰属団体から大挙して離れてくる。少々危うい感性に立脚する一団がてんでんばらばらに自己主張を始める。その拠り所となるのが、行政書士法第１条の２にいうところの「権利義務又は事実証明に関する云々」であるならば、深く関わっていかなければならないだろう。かまびすしいぞ。「２００７問題」と聞くと、私は世間とは少し違った感情を持ってしまうのである。私が時間を共有した「団塊の世代」が特殊だったのか、私の考え方に問題があるのか分からないが、非難を恐れずに言わせてもらうならば「勝手な言い分を引っさげてやって来る彼らの、あのパワーとスタミナにまた付き合わされるかと思うと、正直ウンザリするのである」。

伝達研修会　報告

平成１８年１２月１９日・２０日の２日間に亘り、表題の件につき行政書士会館地下講堂で６教科の研修が行われました。教科・内容に関しましては、下記の通りとなっております。

第１科目：「建設産業の今後について」
講　　師：　国交省総合政策局建設業課
　　法規係長　古屋孝祥氏
講義内容：建設産業政策について、国交省「建設産業政策研究会」においての検討事項及び本年９月に発表された中間報告事項、今後の建設業法の改正等について。

後半科目：「経審チェックリストの活用について」
講　　師：行政書士会農林建設部
　　ワーキンググループ　座長　中西　豊氏
講義内容：平成１７年３月に日本行政書士連合会農林建設部で作成した「経審の虚偽申請防止マニュアル」に基づく「経審チェックリスト」の活用方法について。

第２科目：「中小企業政策と中小企業に対する経営支援について」
講　　師：経産省中小企業庁産業支援部経営支援課
　　企画調整係　山田純一氏
講義内容：現在までの中小企業政策の一連の流れ、また中小企業活動促進法による成長意識の高い中小企業への経営支援施策について、及び経営革新計画の具体的な申請事例と申請手続きについての解説。

第３科目：「ＯＳＳを取り巻く諸環境」
講　　師：国交省自動車交通局技術安全部管理課
　　総括課長補佐　片山敏宏氏
講義内容：自動車登録に関する登録情報識別情報制度等の導入により、車検証の記載事項の見直しを含めた予定される変更事項についての解説。

後半科目：「特殊車両システムに関わる変更概要について」
講　　師：国交省関東地方整備局道路部交通対策課
　　課長補佐　　江田重之氏
　　特殊車両第一係長　新藤勝巳氏
　　特殊車両第二係長　狩生正彦氏
講義内容：道路情報便覧収録道路の拡大・
　　道路情報便覧付図の発行等について。

第４科目：「外国文認証事務について」
講　　師：公証人　池田真一氏
講義内容：国際間の人的・物的交流の増大に伴い、外国の政府機関や取引先に提出又は交付される文書（身分関係等の証明・委任状・契約書・宣誓書・等々）外国向けに認証が求められる機会増加している中での、認証、私書証書の意義及び認証の種類と手続、認証後の手続きについての解説。

第５科目：「動物愛護管理法改正に伴う申請手続きの実務」
講　　師：社団法人日本愛玩動物協会
　　評議員　山田広美氏
講義内容：動物愛護管理法が改正となり平成１８年６月より施行され、動物取扱業は届出制から登録制へと、事業開始に関し事前チェック等が強化されました。上記に基づく、申請手続きの実際についての解説。

第６科目：「拡大するクレジット取引と消費者問題」
講　　師：横浜国立大学大学院国際社会科学研究科
　　助教授　角田美穂子氏
講義内容：クレジット取引は、その利便性から一般消費生活に広く浸透しています。このクレジット取引について、その取引形態、及び消費者保護の観点から見た課題と法改正等についての解説。

以上ご報告いたします。研修資料につきましては、何かの方法で会員各位に公開したいと考えております。なお、第５科目・第６科目については、新しい課題として、栃木県行政書士会でも伝達研修の趣旨にのっとり、研修会を開催いたします。

（業務研修部　石田　稔）

※業務研修部主催の研修会申込書は、１１ページにあります。

賀詞交歓会について

日行連と日政連による賀詞交歓会は例年１月中旬に会場を国会議事堂に近い場所で開催されております。今年は東京全日空ホテル地階ボールルームプロミネンスで１月１９日正午を期し開催されました。

会場の全日空ホテルは流石に国際色豊かな宿泊者が多く和洋の多士済済の感がありました。

この会場では他に多くの集会もあって行政書士会関係者との識別も大変でした。当日は菅総務大臣を始め議連の国会議員、官公庁関係者、友誼団体など本人出席通告１２３名、代理出席者７８名。行政書士会の相談役外会員２８２名の合計４８３名で盛大な交歓会が開催されました。本会からは前々日の日行連の理事会に引き続き浅野会長と当日の役割分担等協議のためと日政連幹事会のため前日からの筆者、宮嶋、前澤、堀越副会長と岡井総務部長、木下総務副部長の７名が出席しました。

当日は、事前に準備と協議した事柄について各分担の役柄を実行に移し前年の反省点を踏まえ、総務大臣をはじめ議連の会長、幹事長等の方々には日行連と日政連の副会長と単会の支部長が同行接待をし祝辞、乾杯、鏡割り等がなされ盛会にて午後１時３０分閉会されました。

（副会長　秋田　豊）

人権講演会 in 矢板に出席

と　き　　平成１９年１月３０日
ところ　　矢板市文化会館小ホール
講演会　　「伝統社会に女性が進出するとき」
講　師　　日本講談協会会長　神田陽子氏

講師は、和服の美人で、現在寺の住職と結婚して茂木に住んでおり栃木県民であることを強調されたうえで、得意の講談を交えながら約２時間話をされた。講談の世界は男性社会であり、入門当時は苦労したが幸い師匠がよき理解者であったため耐えられた。悩みを聞いてくれる人が一人でも居れば救われる。女性は、決して焦らずあきらめず、希望を捨てず頑張って欲しいと話された。

男女共同参画社会の実現へ向けて様々な法整備がなされ法制度上では、女性の人権をまもるため様々な動きがありますが、一方、現職の大臣が固定的な性別役割分担意識とも取れる発言をするなど、差別意識がまだ根強く残っているように思います。私達は男女それぞれの立場から、もう一度考え直し努力していくことが必要ではないのかと思いました。

（総務部　木下良雄）

下野市農業委員会からのお知らせ
農地転用許可申請等の受付日変更について

下野市では、平成１９年４月より、農地転用許可申請等の受付締切日を毎月１０日から５日に変更しますので、お知らせします。

なお、５日が閉庁日の場合は翌開庁日が締切日となります。

みなさまのご理解をお願いします。

平成１９年度受付締切日

平成１９年４月５日（木）	１０月５日（金）
５月７日（月）	１１月５日（月）
６月５日（火）	１２月５日（水）
７月５日（木）	平成２０年１月７日（月）
８月６日（月）	２月５日（火）
９月５日（水）	３月５日（水）

下野市農業委員会事務局
ＴＥＬ：０２８５－４８－２１１６

宇都宮市、河内町及び上河内町の合併に伴う都市計画法の規定に基づく開発許可等の事務の移行について

都計第３８６号
平成１９年２月８日

栃木県行政書士会会長　様

栃木県土木部都市計画課長

宇都宮市、河内町、及び上河内町の合併に伴う、都市計画法の規定に基づく開発許可等の事務の移行について

日頃から、開発許可事務等の適正な執行に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、平成１９年３月３１日に宇都宮市、河内町、上河内町が合併することに伴い、これまで、県で行っていた、河内町、上河内町に係る都市計画法の規定に基づく開発許可等の事務が、宇都宮市に移行することとなります。
つきましては、事務移行に伴い、開発許可申請等の手続きに遺漏のないよう、貴会各会員の皆様への周知について御配慮いただくとともに、引き続き、開発許可事務の適正な執行に御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

栃木県土木部都市計画課
開発指導担当
電話：０２８－６２３－２４６７

宮都第１６４号
平成１９年２月８日

栃木県行政書士会会長　様

宇都宮市長　佐藤　栄一
（公印省略）

宇都宮市，河内町及び上河内町の合併に伴う都市計画法の規定に基づく開発許可等の事務の移行について

日頃から，開発許可事務等の適正な執行にご協力いただき，厚く御礼申し上げます。
さて，平成１９年３月３１日に宇都宮市，河内町，上河内町が合併することに伴い，これまで栃木県で行っていた河内町，上河内町に係る都市計画法の規定に基づく開発許可等の事務が宇都宮市に移行することとなります。
つきましては，事務移行に伴い開発許可申請等の手続きに遺漏のないよう，貴会各会員の皆様への周知についてご配慮いただくとともに，引き続き，開発許可事務の適正な執行にご協力をいただきますよう，よろしくお願い申し上げます。

宇都宮市都市開発部都市計画課
開発指導グループ
電話：０２８－６３２－２５６７

農地改良に係る農地転用許可等の取扱いについて

農計第８２２号
平成１９年1月３１日

栃木県行政書士会会長 様

栃木県農務部長 野　中　英　夫

農地改良に係る農地転用許可等の取扱いについて

本県における農地転用許可制度の適正な運用については、日ごろから御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、農地改良については、農地の保全又は利用の増進といった農業経営の改善を目的として行うものであることから、これまで原則として農地転用には当たらないとして取り扱ってきました。

しかし、農地改良であっても、大規模なものや長期間にわたる場合には、相当期間農地が耕作の用に供されず、また、周辺農地等に与える影響も懸念されるところです。

このため、農地改良に係る取扱いを別添のとおり定め、平成１９年４月１日以降の農業委員会への事前協議案件から適用することとしましたので、その趣旨を御理解の上、御協力くださるようお願いいたします。

栃木県農務部農地計画課
農地調整班
ＴＥＬ：０２８－６２３－２３４８
ＦＡＸ：０２８－６２３－３７５８

農地改良に係る農地転用許可等の取扱いについて

１　趣旨

この取扱いは、優良農地の確保と農地の利用増進を図るため、農地改良（土の搬入を伴うものをいう。）に係る農地転用許可等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

なお、土地改良法に基づく土地改良事業は、この取扱いの適用外とする。

２　農地改良の定義

この取扱いにおける「農地改良」とは、土地所有者又は耕作者（以下「土地所有者等」という。）が農地の保全又は利用の増進といった農業経営の改善を目的として、農地改良する農地以外から土を搬入して盛土又は掘削等を行うことにより、農地の形質を変更する行為をいう。

３　対象とする農地

農地改良を行おうとする農地とする。

４　農地転用許可等の判断基準

（１）一時転用許可を要する場合

農地改良のうち、以下の①から③のすべてに該当する場合を除き、農地法第４条第１項の規定に基づく一時転用許可を要するものとする。

ただし、都市計画法第７条第１項の規定により市街化区域と定められた区域内については、農地法第４条第１項第５号の規定に基づく農業委員会への届出を行うものとする。

① 農地改良により農地が耕作の用に供されない期間が３ケ月以内であること。

② 盛土又は掘削の対象となる農地の面積が１，０００㎡未満（搬入路に係る面積を含む。）であること。

③ 盛土の高さ又は掘削の探さが１ｍ以内であって、農地改良後は農地改良実施地に接する道路や周辺農地と著しい段差を生じない計画であること。なお、道路との段差は原則として３０ｃｍ以内とする。

（２）農地改良に係る届出を要する場合

農地改良のうち、上記（１）の①から③のすべてに該当する場合には、農地改良に係る届出を要するものとする。

５　農地改良に使用する土

農地改良に当たっては、農作物の生育に適した土を用いるものとする。

６　事前協議

（１）事前協議書の提出

農地改良を行おうとする土地所有者等は、対象となる農地が所在する市町の農業委員会に対して事業実施の１ヶ月前までに事前協議書（様式第１号）を提出するものとする。

なお、耕作者がいる場合には耕作者の同意（様式第２号）を、耕作者が事前協議を行う際には土地所有者の同意（様式第３号）をそれぞれ必要とするものとする。

また、代理人が土地所有者等に代わって事前協議を行う場合には、代理人に委任する内容が明示された委任状を提出するものとする。

（２）農業委員会の処理

事前協議書の提出を受けた農業委員会は、必要に応じて県と協議の上、農地改良に係る農地転用許可申請等の要否について土地所有者等に対して通知（様式第４号）するものとする。

① 「４　農地転用許可等の判断基準」の（１）に該当する場合は、農地法第４条に基づく一時転用許可申請等を求める。

② 「４　農地転用許可等の判断基準」の（２）に該当する場合は、農地改良着手届（様式５号）及び農地改良完了届（様式６号）の提出を求めるとともに、必要に応じ現地の確認を行う。

７　違反行為に対する対応

農業委員会は、農地転用許可対象となる農地改良が許可等を受けずに行われているのを知ったとき及び許可を受けた者が事業計画と異なる行為を行っているのを知ったときは、「農地関係事務処理の手引き」の「第８章 違反転用関係」にしたがって処理するものとする。

※様式１号、２号、３号については、事務局備え付けの文書をご覧下さい。

上河内町及び河内町の宇都宮市への編入に伴う登記事務の取扱いについて

★　不動産の登記

1　登記の管轄について

宇都宮市へ編入後も、宇都宮地方法務局登記部門で取り扱います。

2　登記簿の所在の表示について

不動産登記簿の所在欄の新市名への修正は、法務局が順次行いますので、変更手続の必要はありません。

3　所有者、抵当権者等の住所の表示について

不動産登記簿の所有者、抵当権者等の住所の表示については、不動産登記規則第９２条の規定により新市名に変更されたものとみなされますので、変更手続の必要はありません。

なお、所有者、抵当権者等の住所の表示を新市名に変更することを希望される方は、変更登記申請書を提出していただくことになります。

★　商業・法人の登記

1　登記の管轄について

宇都宮市へ編入後も、宇都宮地方法務局登記部門で取り扱います。

2　会社、組合等の登記簿の本店（主たる事務所）の所在及び役員の住所について

会社、組合等の登記簿の本店（主たる事務所）の所在及び役員の住所の新市名への修正は、法務局が順次行いますので、変更手続の必要はありません。

※詳しくは宇都宮地方法務局登記部門（電話番号０２８－６２３－０９１６）までお問い合わせ下さい。なお、宇都宮地方法務局登記部門の管轄は次のとおりとなります。

管轄

庁　　名	現在の管轄地域	平成１９年３月３１日以降の管轄区域
登記部門 ☎０２８－６２３－０９１６	宇都宮市 さくら市 河内郡の内 　上河内町 　河内町 　上三川町 塩谷郡の内　高根沢町	宇都宮市 （旧宇都宮市、 　旧上河内町 　旧河内町） さくら市 河内郡（上三川町） 塩谷郡の内　高根沢町

〒受信box

「こんな文書が届いています」のコーナーです。
詳細につきましては、事務局保管の文書または会員ホームページ等でご確認下さい。

文　書　タ　イ　ト　ル	受信日	発信元
■上河内町及び河内町の宇都宮市への編入に伴う登記事務の取扱いについて	07/01/22	宇都宮法務局
■下野市農業委員会　農地転用許可申請等の受付日変更について	07/01/24	下野市農業委員会
■農地改良に係る農地転用許可等の取扱いについて	07/02/02	栃木県農務部
■宇都宮市、河内町、及び上河内町の合併に伴う、都市計画法の規定に基づく開発許可等の事務の移行について	07/02/08	栃木県土木部
■宇都宮市、河内町、及び上河内町の合併に伴う、都市計画法の規定に基づく開発許可等の事務の移行について	07/02/08	宇都宮市

書士会日誌　2007.1

日／曜日		内　　容	出　　席　　者	No.頁
４日	木	宇都宮市賀詞交歓会	会長　秋田副会長　前澤副会長　堀越副会長 宮嶋副会長　岡井部長	－
５日	金	関係団体新年あいさつ回り	会長　秋田副会長　前澤副会長　宮嶋副会長	①
９日	火	宇都宮市新年あいさつ回り	会長　前澤副会長　齋藤支部長	－
		業務開発部会	会長　秋田副会長　毛塚部長　手塚副部長	②
		第５回成年後見制度研修会	松岡英彦理事　井上理事　廣田理事	③
10 日	水	編集会議	会長　秋田副会長　新井部長　清水副部長 大石理事　山本理事　田代理事	④
11 日	木	総務部会	浅野会長　宮嶋副会長　岡井部長　木下副部長 石川理事　鈴木康夫理事　和賀井理事 古家専門部員	⑤
12 日	金	サーバー管理規程の検討	新井部長　清水副部長　田代理事	⑥
		東京会新年賀詞交歓会	会長	－
		群馬会新年賀詞交歓会	堀越副会長	－
		静岡会新年賀詞交歓会	会長	－
13 日	土			
		千葉会新年賀詞交歓会	宮嶋副会長	－
15 日	月	法定調書作成、少額訴訟	松本副部長　根岸理事	⑦
		山梨会新年賀詞交歓会	前澤副会長	－
		神奈川会新年賀詞交歓会	秋田副会長	－
16 日	火	宇都宮市における境界申請について	会長　前澤副会長　石塚部長	－
17 日	水	新潟会新年賀詞交歓会	宮嶋副会長	－
18 日	木	埼玉会新年賀詞交歓会	堀越副会長	－
19 日	金	日行連新年賀詞交換会	会長　秋田副会長　前澤副会長　堀越副会長 宮嶋副会長　岡井部長　木下副部長	P.4
22 日	月	自販連会長ご母堂葬儀参列	会長　宮嶋副会長　渡辺運営協議会会長	－
23 日	火	ＡＤＲ特別委員会	前澤副会長　松岡委員長　毛塚副委員長 田渕理事　田沼専門委員	⑧
		第６回成年後見制度研修会	手塚副部長　井上理事　廣田理事	⑨
24 日	水	制度推進部会	会長　石塚部長　小室副部長　鈴木昇理事 岩本理事	⑩
25 日	木	茨城会新年賀詞交歓会	会長	－
		会員システム	宮嶋副会長	⑪
29 日	月	会員システム	会長	⑫
30 日	火	北関東ＡＤＲ協議会	会長　前澤副会長　松岡委員長　毛塚副委員長 田渕理事　田沼専門委員	⑬
31 日	水	人権講演会の参加	木下副部長	P.4

①　関係団体新年あいさつ回り
５日　ＡＭ１０：００～ＰＭ３：４５

【内容】
関係各団体新年挨拶回り

②　業務開発部会
９日　ＡＭ１０：００～ＰＭ１２：００

【内容】
1. 報酬額統計調査報告
2. 平成１８年度事業推進状況・積み残し事業の報告事項の討議
3. 平成１９年度事業計画および予算額策定
4. その他

【決定・検討事項】
1. 報酬額統計調査報告の内容検討
2. 報告・積み残し事業を検討、決定
3. 決定
4. 会社コンプライアンスの資料作成
建設業経審などの公共業務の資料収集

③　第５回成年後見制度研修会
９日　　ＰＭ１：３０～３：３０

【内容】
1. テーマ
高齢者福祉の制度とサービス
はつらつプラン２１（三期計画）
2. 講師
栃木県保健福祉部高齢対策課主幹
湯　澤　　修氏
3. 内容
・日本の高齢者福祉の背景
・日本の高齢者福祉施策の基本的報告
・介護保険制度
・介護保険制度以外の保健医療福祉サービス
・高齢者の権利擁護・人権尊重
・生きがい対策

④　編集会議
１０日　ＰＭ１：３０～５：００

【内容】
1. 行政とちぎ１月号の編集・校正
2. 平成１９年度の予算編成について
3. その他

【決定・検討事項】
2. 広報活動の実施に関すること
・新たな広報活動も視野に入れて予算編成する。
・サーバー管理者に関連する項目は、総務部と調整後に決める。

⑤　総務部会
１１日　ＰＭ１：３０～４：５０

【内容】
1. 平成１８年度積み残し事業について
2. 栃木県文書学事課との連絡会について
3. 選挙管理委員会について
4. その他

【決定・検討事項】
1. サーバー管理規程については正副部長が対応する。
綱紀委員会について、内規作りを進めるよう再度依頼する。
2. ２／１５　ＰＭ２：００～
3. ２／１６　委員会開催
4. その他
・領収書再印刷について
・人権講演会出席者について
・苦情問い合わせについて

⑥　サーバー管理規程の内容検討
１２日　ＰＭ１：３０～４：００

【内容】
サーバー管理規程について検討

⑦　法定調書作成、少額訴訟
１５日　ＡＭ１０：００～ＰＭ３：００

【内容】
1. 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表作成
2. 少額訴訟口頭弁論

⑧　ＡＤＲ特別委員会
２３日　ＡＭ１０：００～ＰＭ１２：００

【内容】
1. ２／２３～２４開催メディエーション研修会について検討
2. １２／２２東京会主催研修会の報告
3. 平成１９年度予算案の検討

【決定・検討事項】
1. 全会員から公募の予定

⑨　第６回成年後見制度研修会
２３日　ＰＭ１：３０～３：３０

【内容】
1. テーマ
   後見業務に対する心構えや取り組む姿勢
   ～行政書士がやれること～
2. 講師
   ＮＰＯ法人財産管理センター
   フォレスト　監事　田渕　徹会員
3. 内容
   ・事例３例説明
   ・自由討議

⑩　制度推進部会
２３日　ＡＭ１０：００～ ＰＭ１２：００

【内容】
1. 平成１９年度事業計画（案）
2. 強調月間無料相談会の日当について

【決定・検討事項】
2. 研修会の講師代に準じる扱いとする

⑪　会員管理システム
２５日　ＰＭ２：００～５：３０

【内容】
前回打合せ時の修正事項の確認

⑫　会員管理システム
２９日　ＰＭ２：００～５：３０

【内容】
会員システムの納品

⑬　北関東ＡＤＲ協議会
３０日　ＰＭ１：３０～４：００

【内容】
1. 今後活動方針と日程について
2. ２／１３開催のメディエーション研修会について

【決定・検討事項】
1. 継続協議とする。
2. ２／２２までに各単位会で研修プログラムを提出する

「初心者のための建設業許可申請」研修会のお知らせ

標記の件につきまして、下記のとおり研修会を開催いたしますので、お知らせします。

１．日　時　　平成１９年３月２３日（金）　午後１時３０分から午後４時４０分
２．場　所　　栃木県行政書士会館２階会議室
３．研修内容
　１時限目　１３：３０～１５：００　建設業許可申請　講師：研修部　市川浩一
　２時限目　１５：１０～１６：４０　各種変更届　　講師：研修部　風間　洋
４．受講料　　５００円

※　研修会の申込は、３月１６日（金）までに下記申込書にて事務局宛てＦＡＸにてお願いします。（０２８－６３５－１４１０）　ただし、定員になり次第締切ります。
※　研修会への参加は、各事務所より１名とします。

「初心者のための建設業許可申請」　研修参加申込書

平成１９年３月２３日に開催される「初心者のための建設業許可申請」研修会に参加を希望する。

支部名＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（会員の氏名を記入）

伝達研修会のお知らせ

標記の件につきまして、下記のとおり開催致しますので宜しくお願い致します。

○日　時　　平成１９年３月２０日（火）　午前１０時から午後１１時４５分まで
○場　所　　栃木県行政書士会館２階
○講　師　　行政書士　石　田　稔（敬称略）
○受講料　　５００円
○対象者　　栃木県行政書士会会員
○研修内容（プログラム）

１時限目	１０：００～１０：４５	動物愛護管理法改正に伴う申請手続きの実務
２時限目	１１：００～１１：４５	拡大するクレジット取引と消費者問題

受講料は研修会当日に集金致しますので、なるべくおつりのないようにお持ち下さい。
※　研修会の申し込みは、下記申込書にて事務局へＦＡＸ（０２８－６３５－１４１０）でお願い致します。平成１９年３月１３日（火）締切りとさせていただきます。

平成１９年　　月　　日

伝達研修参加申込書

支部名＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（会員の氏名を記入）

研修部より「第２回 入管業務実務者情報交換懇談会の開催」のお知らせ

「申請取次ぎ行政書士」として届出をされ入管業務を行なっている方を対象に、実務者レベルの情報交換懇談会を開催いたします。

通常の研修では、各論の部分への個別対応が困難であるため、この情報交換の場で最新の入管事情などを把握して頂きたいと思います。
また、皆さんが抱えている受託事件の適切な処理方法への個別質問に対応いたします。

今回も前回同様に研修部で予め実務者の中から数名を選任し、その方達に懇談会形式でフリートークをしていただき、参加者への質疑応答をしながら最新の情報交換を行なって頂きます。

日　時　平成１９年　３月２０日（火）　１３：３０～１５：３０

場　所　栃木県行政書士会２階会議室

参加費　５００円

対象者　「申請取次ぎ行政書士」として届出をされ入管業務を行なっている方本人
又はその本人が参加出来ない場合、補助者１名

内容については、情報交換の場ですのでテーマを特定しませんが、関心度の高い次のようなことについて、実務者より生の声を聞きます。

１．最近の入管事情について
２．実務者でも悩む事案の解決方法について
　・申請取次ぎの出来ない在留資格とは
　・認定証明書が交付されたのに査証が発給されない事例について
　・短期滞在者の在留期間の伸長事例について
　・短期滞在から他の在留資格への変更許可事例について
　・日系定住者の無犯罪証明について
　・認定及び変更における「投資経営」の明確な基準と事例について
　・なぜ、在留期間の３年がもらえないのか、その理由と事例について
　・同居不可能な日本人の配偶者等の更新許可事例について
　・婚姻、離婚と在留資格変更の事例について
　・在留資格の取消しや短縮された事例について
　・犯罪と在留資格、在留特別許可および上陸特別許可の事例について
３．行政書士が入管業務において犯罪に巻き込まれない為の認識と判断力について
４．依頼者や相談者への対応の仕方について
５．関連する国際業務や他の許認可との関連について
６．その他添付資料の取扱い等について

今回の情報交換懇談会への参加は任意ですが、ここ数年、入管業務を行なう行政書士が逮捕される残念な事件が増えており、また、外国人とのトラブルも増える傾向にあることから、是非参加し研鑽されるようご案内致します。

参加申込書は平成１９年３月１４日（水）までに事務局宛ＦＡＸ（０２８－６３５－１４１０）にて送信して下さい。ただし、定員になり次第締め切ります。

「入管業務実務者情報交換懇談会」　参加申込書

平成１９年３月２０日に開催される「入管業務実務者情報交換懇談会」に参加を希望する。

支部名＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　本人・補助者　）

登録番号＿＿＿＿＿

＊本人・補助者の別に○を付けて下さい。

おじゃましま～す！

今月は栃木支部松本会員の事務所を訪問しました。先ず一応の紹介を

①会員氏名
松本　明

②事務所所在地
栃木市平井町１５２－１番地。

事務所は県道栃木環状線、片柳交差点から大平神社参道を入り永野川を渡ると直ぐに、大平山神社の大鳥居があり左折した小路の静かな佇まいの一画でした。
訪問に先立ち所在を確認したつもりが、交差点を間違え行き過ぎ、引き返し途中まで出迎えを受けて家に招じ入れられた。
松本会員とは以前車庫証明運営協議会で一緒に仕事をした関係で互いに気心も知った仲で、今日も否応なしの訪問ではあったが、気持ちよく応じていただき奥さんにも歓待され気持ちよく取材が出来た。

③入会年月日、平成元年３月で入会１８年余の中堅大ベテランである。現在は栃木支部の副支部長と車庫証明申請センター運営協議会の副会長の重責を担っています。また、入会時は栃木支部の広報支局長を任され、現広報部員の先輩でもあります。

④入会の動機は、入会以前はお兄さんとカメラ屋さんをやっており、ある時、青木会員（現栃木支部長）の行政書士事務所看板を見たのがきっかけだそうです。そして現在青木支部長を助けて副支部長の任に当たっているのも何かの因縁ではないでしょうか。

⑤行政書士専業で、最初は建設業から、半年余で栃木車庫証明センター会員に、その他相続等で、玄関脇の事務所はパソコン２台と周りは書類の山に囲まれて、その実績を垣間見せられました。
主要業務の一つ車庫証明申請は、最近の自動車新車販売の低迷と車令の伸びで申請数の減少を来しているという。

⑥苦労したことは、入会時、建設業の看板を挙げたとき、友人から建設業申請の講師依頼を受けて困ったこと。良かったことは大勢の会員に出会えたことが一番でしたと話してくれました。

⑦家族は美人の奥さんと子供さん二人（男女）の４人暮らし。奥さんとは初めての対面であるが、以前電話で何回も応対していただいているので初対面ではないような気がした。優しく人当たりのさわやかな女性でした。

⑧趣味、⑨特技、⑩好きな場所等は織り交ぜて記す。写真は元々の職業のうち、知識は豊富で、実は今日の取材も、自身も旅が好きで写真を撮ることが多く、もっと基礎的なカメラ操作を教わる目的もあった。
会員は今もって馴染みのフイルムカメラでありデジカメでは物足りないとの話でした。
好きなカメラ撮影の場所としては飛行場で、特に百里、松島、三沢、入間等々の基地飛行場で、ツアーで回るそうです。その先の宇宙にも興味があるとのことでした。
スポーツに関しては今もバレーをしており、地元のママさんバレーの監督もしているとのこと。年４～５回の試合に備えて毎週１回の練習は欠かさないと言う。
また過去にソフトバレー（４人制バレー）で平成９年の第１０回の全国スポーツ・レクレーションソフトバレー大会に、県教育委員会から県代表として地元「タカクラブ」が選抜され、その主力選手として沖縄大会（宮古島）に出場した実績があるスポーツマンである。
時を忘れて話が長くなり、今後の公私共の活躍を祈念して辞する。

（広報部　清水幸敏）

支局かわら版　♪あなたの場所から私が見えたら～♪

「青少年の自立を支える会コンサート」で大合唱　－宇都宮支部－

大ホールは満席

星氏

熱唱する浅香氏

島田氏のフルート

ワールド・ソウル・コーラス

１月２０日、大寒の夜にもかかわらず２０００席の宇都宮市民会館大ホールはほぼ満席となった。

栃木県初の認定特定非営利活動法人「青少年の自立を支える会」のチャリティコンサートは、この日の「倉沢大樹ジョイントコンサート」で、第１０回目を終えた。

コンサートには、宇都宮出身の倉沢大樹氏（エレクトーン）、浅香薫子氏（声楽）、島田絵里氏（フルート）のほか、ワールド・ソウル・コーラスを率いるネイザン・イングラム氏、ピアニストのジョナサン･カッツ氏などプロの音楽家が多数出演、一流の演奏を惜しみなく聴かせた。

エレクトーン奏者として名高い倉沢氏は、エレクトーン、ピアノ、ピアニカを一人であやつり、一瞬たりとも見逃せない曲芸的な舞台を展開、観客席は爆笑と感動の嵐に包まれた。

コンサートは、舞台に上がったたくさんの子供たちと客席の参加者全員による「涙そうそう」の大合唱で幕を閉じた。

演奏家と多数のボランティアの活動によって成功したこの演奏会の収益は､「青少年の自立を支える会」が運営する自立援助ホーム「星の家」の活動資金に充てられる。

うまく自立できない青少年を支援するための自立援助ホームは全国で４０施設あるが、「星の家」のように１０年続いているところは珍しいという。ホーム長・星俊彦氏は「運悪く成長するために不適切な環境を強いられた子供たちを私たちの社会の仲間にするためには､周囲の支援が必要。本来は児童福祉法に沿って国や自治体が責任を持つべきところだが、それが全く不十分なため、市民の力で支えるしかない」と語る。

社会の網からこぼれた子供たちを具体的に支え、自立への道を切り開いていくのは簡単ではない。この困難な事業に対して公的資金援助は現在３分の１に過ぎない。この日のすばらしいコンサートは、実はこうした公的支援の貧しさを表現したものでもあった。

（支局長　深見　史）

幹事会と賀詞の事前協議

日政連の第３回幹事会が１月１８日午後２時に招集された。この会議開始前に１９日の賀詞交歓会について実行委員会で大綱を決定した事柄に実施上の詰めをする会議が持たれた。特に会場が国際色豊かな宿泊客の多い全日空ホテルであったので関係者の案内に支障がないよう玄関先の車寄せに国会等対策と国政情報特別委員会の担当幹事７名を配置。１Ｆロビーに総務と外事特別委員会の担当６名、更に国会議員の出迎えと来賓控え室への案内及び接待に支部長(単会の会長)が当たる。受付は事務局が当たり、財務、組織広報、法改正の７名と各担当部署と責任者を決め、各人に依頼と協力を求めた。この賀詞交歓会の役割分担は日政連の幹事全員が当たることになった。

次に日政連では午後４時から常任幹事会が午後５時３０分まで開かれた。その会議終了後、午後５時４０分から支部長と幹事による合同会議に入った。

幹事会の議題は２件で報告協議が主な事項で第１は平成１９年度運動方針案について、これに対しては各委員会毎の現在までの執行状況と積み残し問題等が報告され質疑もなく承認された。

第２は日政連の規約の一部改正について、これは組織の変更であるが問題として日政連の会員が個人加入と云うため大会の都度会費等の関係で議論が重ねられてきたことから、組織の変更により各単位会を以って会員とする方法により従来よりの日政連への納付金について支部納付とすることで議論の終止符が打てる考えからの改正であることを説明後、質問が続出し答弁に努めたが理解を得られず、会議は紛糾し収拾に至らず、午後８時３０分、今後更に検討して再提案うることで閉会した。

以上会議の大要を報告します。

（副会長　秋田　豊）

表紙写真　施無畏橋（真岡市）

施無畏（せむい）は梵語で三施（財施、法施、施無畏）の一つで梵音山海潮寺３１世根本宗一方丈（住職）の説法によると『凡人が抱いている諸々の恐怖心を取り除いて安心させ救ってくれる橋。己の行いをとおして彼岸に渡る橋』とのことであった。

真岡市の中心地を北から南に貫流する行屋川に架かる橋は芳賀城（舞丘城ともいわれた）の内堀で城主芳賀氏の菩提寺海潮寺山門前にある。

大永年代（１５２１年）海潮寺開山に伴って架設され現在の朱塗りの橋は昭和４８年３月改修されたものである。

なお、海潮寺は芳賀城主の菩提寺として保護を受けていたが慶安元年（１６４６年）将軍家光より朱印地を認められ、さらに寛文１１年（１６７１年）には老中稲葉正則から免税地として認められるなど由緒ある寺で山門の屋根瓦は大谷石を用いた特色ある山門である。

海潮寺には、むかしから語りつがれている『ヘビ姫さま』の伝説がある。

海潮寺山門前に架かる橋が『施無畏橋』といい橋のほとりの深みを神力渕といって歳をとった、いろいろな姿に変身できる白ヘビが生息していた。

同所田町庄屋に『おます』という美人の娘がいて日に日にやせ細り、近所の者たちに『何か悪い病か、それとも恋わずらいでもしてんだべか』と陰口をささやかれるようになり、心配した母親が娘の隣の部屋で様子を伺っていると、夜更けて娘の部屋の戸が音もなくスーと開けられ男が入って行ったのを見た。母親の頭をよぎったのは白ヘビのことであったが、娘はつゆ知らず思い焦がれて悩んでいた。

母親は正体をつきとめようと娘に言い含め、娘は言われるがままに糸の付いた針を彼の男の襟元に刺したところ『ギャー』と悲鳴をあげて消え去ってしまった。戸の隙間から出ている糸をたどっていくと神力渕の穴の中からうめき声がしたという。

その時、すでに娘のおますは身ごもっていて銀色したヘビの子を産み落としたが、おますともども死んでしまった。

両親は哀れみ悲しんで海潮寺に手厚く葬り供養したが、墓にヘビの形をしたフジの木が生えてきて絡み付いたので、ある者がそのフジの木を根本から切り倒したところ白ヘビの怒りにあって死んでしまったとのことである。

海潮寺には、おますの墓があり、今でもフジの木が生い茂っている。

（広報部　大石　勇）

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 19 年 1 月 31 日現在）

	支部・氏名	会員番号 登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所	電話	備考
	宇都宮	１９１１	H19.1.1	321-3223	宇都宮市清原台 4-7-31	028-902-8577	
	浅賀純夫	07120021					
	宇都宮	１９１２	H19.1.15	325-0044	那須塩原市弥生町 4-10	0287-63-1287	
	大森勝則	07120075					

【退　会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
小山	吉田史郎	H18.11.30	廃業	那須	常盤由巳	H18.12.28	廃業

【変　更】　　*市町村合併または住居表示の変更に伴う変更

支部	氏名	会員番号	変更事項	変更内容
宇都宮	古家光治	１７２５	事務所名称	行政書士 FuruyaOffice
日光	福田滋一	１６０４	事務所 *	日光市今市本町 19-2
宇都宮	小野浩史	１８５９	電話番号	090-1656-4479
小山	梶井伸浩	１８７７	事務所	小山市城北１-19-49　松本ビル２階
小山	坂入真紀	１８９３	事務所	小山市城北１-19-49　松本ビル２階
那須	青木一男	１０３０	事務所 *	那須塩原市橋本町 8-29
日光	鈴木　淳	０６９１	事務所 *	日光市平ヶ崎 15-2

試験地	申込者数	受験者		合格者	
		人数	受験率	人数	合格率
福島県	760	621	81.71%	22	3.54%
茨城県	1,208	1,004	83.11%	27	2.69%
栃木県	**1,096**	**876**	**79.93%**	**25**	**2.85%**
群馬県	1,211	983	81.17%	39	3.97%
埼玉県	3,868	3,094	79.99%	123	3.98%
千葉県	3,711	2,935	79.09%	144	4.91%
東京都	19,787	15,530	78.49%	1,057	6.81%
神奈川県	4,660	3,712	79.66%	138	3.72%
新潟県	1,141	890	78.00%	29	3.26%
山梨県	487	408	83.78%	14	3.43%
長野県	1,059	840	79.32%	25	2.98%
静岡県	1,870	1,488	79.57%	47	3.16%
全国合計	**88,163**	**70,713**	**80.21%**	**3,385**	**4.79%**

編集後記

立春も過ぎて、こよみのうえでは春とは申せ今しばらくは、寒い日暖かい日が繰り返されいわゆる三寒四温が続くことでしょう。

前月の広報とちぎ年頭号発行に際しましては浅野会長をはじめ平成１９年度丁亥年男、年女の会員各位から今年にかける数々の輝かしい抱負の玉稿をお寄せいただきお伝えしたところでありますが私たちも部員一同心を新たにして広報とちぎが魅力ある読まれる編集に努める所存でありますのでよろしくお願い申し上げます。　（広報部　大石　勇）

行政とちぎ２月号No.362

発行人　栃木県行政書士会
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）

Gallery

小山支部

鈴木　昇会員

上２枚は八丈島の釣りです。５月の連休なのであまり釣りには向いてないようです。
メジナ（上）ウメイロ（下）ウメイロは高級魚で結構高価な魚です。
一番下は真鱈です。真鱈は深海釣り（200m～500m)の部類に入ります。